

訪問看護ステーション等事務職員雇用支援事業に係る補助対象事業者の要件

1 事業所に関する要件

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第41条第1項本文の規定による指定を受けた訪問看護ステーション（法第71条の規定により指定居宅サービス事業者とみなされる病院、診療所を除く。）又は、法第42条の2本文の指定を受けた者が、法第8条第23項第1号に規定する複合型サービスを行う事業所であること。
- (2) 対象となる訪問看護ステーション等は、所在地が都内にあること。
- (3) 訪問看護ステーションにおいては、都（委託して実施する場合は受託者。）が実施する管理者・指導者育成に係る研修を受講し、修了した者を当該事業所に1名以上配置すること。

2 運営実績に関する要件

補助対象事業者が運営している当該訪問看護ステーション等に都の实地指導等で指摘があった場合は、その改善状況報告書が都等へ提出され、都等において改善が確認されていること。

3 運営体制等に関する要件

- (1) 訪問看護ステーションにおいては、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第19号）に規定する緊急時訪問看護加算を知事に届け出ていること。
- (2) 地域の関係事業所等との連携を推進するための取組を行うこと。